

公益法人改革——12月施行を控えて 各地で説明会 議論本格化

都道府県 取り組みにばらつき

「12月1日から施行される「公益法人制度改革」に向け、今月下旬から既存公益法人などを対象にした説明会が、全国各地で予定されている。都道府県が所管する既存公益法人にとっては、新制度の具体的中身や所管行政の考え方を把握できるメリットがある。一方、行政側も、既存法人の動向を事前につかめる。ただ都道府県ごとに認定・認可を行う各合議制機関の議論進捗度合いは、まちまち。そのため既存法人を含め急速に議論が本格化していった。

既存公益法人にとっての公益法人改革は、新たに規定された「公益社団・財団法人」の認定または、「一般社団・財団法人」認可のいずれかを、12月1日から5年間の間に受けることが求められている。5年間で認定・認可を受けられなかったり、移行申請しない場合は法人は解散となる。認定・認可は、国所管法人は国の公益認定等委員会が、都道府県所管法人の場合は、47都道府県ごとに設置されている合議制機関がそれぞれ行う。

行政横目に団体は大勢固まる

人法、認定法、整備法は公布されたが、公益認定基準などの詳細を盛り込んだガイドラインや、会計基準・運用指針の策定は12月4日だったため、47都道府県の合議制機関のうち半数以上で、公益認定や一般社団で求められている公益目的支出計画などに関する議論まで進んでいない。

一方、複数の自治体は、既存公益法人向けの説明会や相談会を今月下旬から予定している。既に長野県と栃木県が説明会を開いたほか、栃木県は9月下旬に2回目の説明会を予定している。

また、今月19日には岡山県が、25日に秋田県、27日の青森県が予定しているほか、9月には新潟県と熊本県、徳島県も10月の法人向け調査を経て11月に説明会を開くこと

を公表している。さらに、大阪府も今秋に法人向け調査と説明会を予定している。

このほか、10月に再度説明会を開く岡山県や、栃木県のように個別相談会を含めれば9月までに3回の既存法人向け説明会・相談会を予定する半面、合議制機関の合設置回数が1、2回で今後のスケジュールも公表

を公表している。さらして、自治体も多に、大阪府も今秋に法人向け調査と説明会を予定している。

ただ9月から11月にかけて、国と47都道府県の合議制機関が意見交換するブロック会議が予定されており、12月1日の新制度発足へ向けて今秋から、都道府県単位で既存公益法人も巻き込んだ取り組みが急速に進ま

る。長野県が7月に公表した「公益法人制度改革に関するアンケート調査」でも回答した約250所管法人の半数近くが、公益社団か一般社団への移行時期は未定としていた。

業団体は基本的に、公益社団法人を目指すケースが大勢を占めている。ただ現時点で、公益社団の認定を受けるための認定基準に沿った、自らがやっている事業の区分けや、新制度での選抜肢に対するメリット・デメリットの分析は、合議制機関での議論が進んでいないため、まとまっていない。

一方、公益社団の認定を受けるための公益判断基準について、実際の認定が国と47都道府県の合議制機関で異なる可能性について、ある県の合議制機関の議論では「国と都道府県が同じ基準を使うことになれば、認定にはばらつきはない」という考えが基本にあるが、同じ事業でも都市部と地方では地域の事情によって認定に違いが出てくることもあると思う」と事務局の県が答えるケースもあった。

県建設業協会を含め都道府県所管の建設業団体も、今後本格化する自治体と合議制機関による説明会や相談会を通じて、新制度への対応判断をしていくことになりそうだ。